

【事業全般】新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業 Q & A

NO.	質問内容	回答	備考
申請について			
1	複数の事業について申請を行うことができるか。	各事業の対象医療機関等に該当ていれば、複数事業について申請ができます。 各事業で対象医療機関等が異なりますので、必ずご確認の上、申請を行ってください。	
2	交付申請にはどのような書類を添付すればよいのか。	各事業の「〇〇事業について」をご確認ください。	
3	交付申請書の提出後の流れはどのようにになっているのか。	各事業の「〇〇事業について」をご確認ください。	
4	交付申請書の提出から県からの補助金の支払いには時間がどのくらいかかるのか。	書類の受領後、迅速に処理を行わせていただきますが、各医療機関からの申請が集中することが予想されますので、一概にお答えすることはできません。 また、申請書類に不備がある場合は、補正等に時間がかかることがあります。各手続きの注意事項等を参照の上、記載漏れ、添付書類の不備がないようご確認ください。	
5	インターネット購入のため見積書がありません。	インターネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。	
6	見積書の代わりにレシート(領収書)でも可能ですか。	可能です。ただし、レシート(領収書)のあて先には申請者(法人の場合は代表者)(〇〇〇〇理事長(院長) 殿)を記入してください。	
7	見積書の単価は消費税抜きの価格でも良いか。	必ず消費税込みの単価を記入してください。消費税抜きの単価のみが記載されているものは受理できません。	R5.6.26追加
8	「初度設備」や「個人防護具」などは複数の事業でそれぞれ申請できるか。	各事業目的に応じて、申請できます。	
9	事業実施に際し、実績額が既交付決定額を上回った場合に追加交付されるのか。	交付決定額が補助金額の上限となります。超過分は申請者の負担となります。	
10	申請を行った補助金は申請額通り認定されるのか。	審査を行い、問題がなければ申請額どおりの決定となります。問題や疑問点があれば、申請者に問合せを行い、修正をお願いする場合もあります。予算の範囲内での交付になりますので、申請額の総額が予算額を上回る場合には、交付申請額の全部又は一部について申請どおりに添えない場合があります。	
11	申請は郵送でも可能か。	電子申請(e-古都なら)のみとなります。 手続きについては下記より申請マニュアル、下記ホームページをご確認ください。 (HP: https://www.pref.nara.jp/63535.htm)	
12	電子申請(e-古都なら)で申請した内容を変更したいが可能か。	奈良県地域医療連携課までご連絡ください。(TEL:0742-27-8801)	
変更申請について			
13	変更申請はどのような場合に行うのか。	交付決定通知後、①補助事業の項目内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合に必要となります。第2号様式とともに、交付申請時に準ずる添付書類とともに提出してください。	
実績報告について			
14	実績報告とは何か。	交付決定された補助金が、申請通りに使われているかどうかを審査・確認し、補助金額を確定させるために、必要書類とともに提出していただくものです。交付申請を行った全ての医療機関が行う必要があります。	
15	実績について、交付申請時から金額の変更がないが、提出する必要はありますか。	補助金をお支払いするためには、実績報告が必要です。事業完了の日の翌日から起算し、事業完了後30日以内または10月31日までのいずれか早い日までにご提出ください。	
16	実績報告はいつまでに行えよいか。	事業完了後30日以内または、10月31日までのいずれか早い日までに提出してください。	
17	実績報告にはどのような書類を添付すればよいのか。	各事業の「〇〇事業について」をご確認ください。	
18	対象期間内に設備が納品されなかった場合、どのようにすればよいか	補助対象外となります。 その分を減額して実績報告を行ってください。	
19	実績報告書の提出後の流れはどのようにになっているのか。	実績報告書を県で審査の上、補助金額を確定し、補助金額確定通知書をお送りします。 その後、請求書(様式第6号)をお送りいただき、確認の上、補助金額をお支払いします。	
20	実績報告時の精算額が交付決定時の交付決定額を上回った場合どのようにすればよいか。	交付決定額が補助金額の上限となるため、精算額は交付決定額となります。交付決定額を上回った超過分は、申請者の負担となります。	
21	交付申請時に購入を検討していた設備が欠品等により購入ができなかつた。どのようにすればよいか。	価格と機能が同等の他製品を購入するか、欠品のままで事業を進めた場合は、実績報告書の作成時に欠品分を差し引いて提出してください。なお、①補助事業の項目内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合、申請内容変更の手続き(変更交付申請)(様式第2号)をしていただく場合があります。	
22	納品書の単価は消費税抜きの価格でも良いか。	可能な限り消費税込みの単価で記載をお願いします。	R5.6.26追加

NO.	質問内容	回答	備考
その他			
23	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのか。	元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなくリースで対応することを検討してください。 その上で、購入せざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、補助対象期間内(令和5年9月30日まで)に廃棄が完了されたものであれば廃棄に係る経費は補助対象となります。	
24	補助対象設備と合わせて使用する交換部品や消耗品は、当該設備の付帯備品として補助対象となるか。	設備整備に係る補助であるため、交換部品や消耗品は補助対象外です。	
25	設備整備について、リースの場合や設置に係る費用、光热水費は補助対象となるか。	リースの場合も補助対象となります。 また、整備した設備について、ランニングコストである光熱費は補助対象外です。	
26	対象経費の設備を購入する場合はどれでも補助を受けられるのか。	事業ごとに事業目的があるため、導入する設備は事業の目的のみに使用しなければなりません。事業ごとに補助対象機関と申請できる設備が異なります。	
27	令和2~4年度に同じ事業で整備した設備を追加で整備することは可能か。	令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となる場合に、補助対象となり得ます。 追加整備理由書を提出してください。(申請書様式のエクセルシートにあります。)	
28	事業を用いて整備する設備に台数制限はありますか。	具体的な上限数の明記が無い事業でも、本交付金の交付目的は、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等であるため、整備対象設備についても、貴院におけるコロナ患者受入体制の実態に比して過度にならない必要があります。(特に高額な医療機器(1,000万円以上)については、基本的にリースでの整備となります。リースよりも購入の方が安価な場合は、購入でも可能としますが、その場合は理由書を提出ください。)	
29	補助対象期間中に物品の支払が終わらない場合、補助対象となるか。	補助対象期間内に物品の納品が完了していれば補助対象となります。 しかし、補助対象期間内に支払が完了していたとしても、納品がされていない場合は補助対象外です。	
30	要綱に示されている補助対象設備(備品等)のみか。それ以外の備品を購入する場合は、どうすればよいか。	要綱に示されている補助対象設備(備品等)のみが補助対象であり、示されていない設備等は補助対象外となります。ただし、診療・検査医療機関確保事業に示されている設備等は(例)ですので、対象経費例に類似する設備等が対象となります。	
31	設備の整備にあたり、リースや購入方法の制限(入れを行わなければならぬ等)はあるか。	制限はありません。特に高額な医療機器については、Q26をご確認ください。	
32	本補助金により取得した設備を事業の目的外に使用することは可能であるか。	事業ごとに目的が定められており、補助金により整備した設備等を目的以外で使用する場合には、知事の承認が必要となります。承認を得ず目的外使用した場合、補助金の全部の返還が必要となる場合があります。また、承認を得て目的外使用した場合でも、使用期間に応じて補助金の全部または一部の返還が必要となる場合があります。	
33	消費税仕入控除税額報告とは何か。	消費税の仕入控除税額が確定した場合は(仕入控除税額が0円の場合を含む。)、県に令和6年5月31日までに報告する必要があります。補助金の交付を受けた全ての補助事業者が行う必要があります。令和6年5月31日までに提出できない場合は、あらかじめ連絡してください。) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定により、県に返還する必要が生じた場合などその額を返還していくことになります。	
34	補助金関係の書類は保管が必要か。	事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力お願いします。	
35	補助金で購入した物品は廃棄してもよいのか。	単価30万円以上の機械及び器具については、知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部または一部を県に納付いただくことがあります。	
36	申請を取り下げる場合はどうすればよいですか。	申請を取り下げる場合は、速やかに県へ連絡してください。 交付決定を受けている場合は、交付決定取消の手続きが必要です。(第3号様式)	